

報告事項No. 1

令和5年7月20日

川崎市教育委員会 教育長 小田嶋 満様

川崎市の教職員の基本的人権を守る川崎市教育委員会教職員通報制度のガバナンスの確立と 教職員人事課のコンプライアンスの確立を求める陳情 I

日頃より、川崎市並びに教育行政の発展にご尽力いただき感謝申し上げます。以下の1, 2に対して、昨年度の陳情の対応のような嘘やごまかしではなく、教育者として恥ずかしくないような、真摯に誠実な回答を求める。

- 1.「川崎市教育委員会職員通報制度」の窓口である川崎市教育委員会教職員人事課の機能不全並びに怠慢で不正な運用、通報者へのイジメ等の法律違反を改善しようとしたこと。
 - ① A 教頭は、2021年3月に川崎市教育委員会(以下「市教委」という)を訪れ、B 教職員人事課長と4月には高津市民館の一室で同新部長 C、同課長 D と面談をし、川崎市教育委員会職員通報制度(以下「通報制度」という)に基づいて次のことを訴えた。
 - イ) E 校長の問題行動について話をした一どうしてこうした校長を昇任させ、6 年間も居座っていたのか?
 - ・E 校長が毎日、教職員の更衣室に午前中籠り冷暖房を効かせた部屋で過ごし、電話を取り次いでもメモしておけと言う状況である。こうしたことは、公務として認められるのか。
 - ・E 校長が教職員を呼び捨てにする。過去において、組合員総意の元、校長に呼び捨てはやめてほしいと切望したが、自分の非を認め、改めようともしない横暴な態度は許されるのか。教職員の意図を一方的に無視してしまうほど人権意識が低かった。
 - ・学校では、通常、子どもたちを呼ぶときは、〇〇さんと呼称するが、校長は、教職員を下僕と見ているのか、教職員がいくら指摘しても改善しなかった。
 - ・子どもたちの人権を守り、成長に導く使命を負っている教職員の人権を無視続けている E 校長を任命したのは、市教委であり、任命、管理責任を取らないばかりか、校長の振る舞いを容認してしまった。
 - ロ) E 校長らの愚行について指摘し、市教委の見解を聞いたましたが、市教委は、公務であると容認した。
 - ・校長が学校内にある児童の学習園に肥料・土は公費で購入したものを、種や苗は自費で購入したものを利用したと報告されている。自分の趣味である農作業で、野菜等を育て校長の好みの教職員にだけに収穫物を施し、他は全て自分で食していた。毎日2~3時間に及ぶ校長の畑での作業について公務であると容認した。
 - ・市教委は、E 校長のほぼ毎日の「畑仕事」を「公務」として容認しているが、A 教頭は、教頭職を日々、遂行するため孤軍奮闘せねばならず、担当医師などの話からメンタル疾患を発症した一因ではないかと推測されている。
 - ・他の例ではほとんど校長室に籠り、他の教職員と交流をもとしない校長、思い付きで計画性もなく、ヒステリックになって怒り出す校長等、人間性に欠ける校長をより多く昇任させてきた。過去においても、様々な学校で悪いわざが流れている校長は後を絶たない。
 - ② 職員通報制度「要綱」第8条「～職員通報制度として処理する場合は、その旨を職員通報として処理できない場合は、理由を付して～」通報者に通知するものとすると規定し、第9条は「～必要な調査を行う～」と規定しているが、A 教頭が通報した事項に關し「調査」したかも明らかにせず、A 教頭は、職員通報制度に基づいて通報したが6ヶ月以上に亘って放置・無視された。
 - ・「要綱」第8条によって、「～職員通報として処理できない場合は、理由を付して～」と規定しているにもかかわらず、6ヶ月以上に亘って無視されるイジメにあい、再度指摘することによってやっと、勤務時間外に面会し対応がされた。
 - ・また、A 教頭が通報した事項が「～処理できない～」ことに当たるのかどうか、及び「要綱」第9条で言う「～必要な調査～」を行ったかどうかを明らかにしていない。
 - ・市教委の 2022 年 9 月 20 日の定例会で、6ヶ月以上に渡って何も対応していないことについて陳情したが、6ヶ月以前の 2 回の面談と 6 ヶ月後、再度、通報者から強く要求して行った 2 回の面談、計 4 回の面談をしたことで、丁寧に扱ったと回答している。6ヶ月以上無視していたことについて、何も答えていないばかりか、未だに正式な謝罪すらない。教職員の基本的な人権を無視し、自分たちの権力を固持した一方的な対応はまさしくパワーハラスメント(以下「パワハラ」という)ではないか。
 - ・通報があってから、15 日以内の回答がないばかりか、E 校長への聞き取り調査をし、通報者への報告を行ったにもかかわらず、記録の情報開示を要求したところ、通報として処理していないので記録も残っていないという回答であった。全く杜撰な対応で呆れるほどである。
 - ③ 職員通報制度の窓口が市教委人事課にあることを教職員には周知されておらず、2022年12月校長より通報制度について教職員に説明する旨の指示が初めてされた。職員通報制度は、窓口としてある教職員人事課自体が問題で機能不全である。しかし、他に教職員の基本的な人権を守る場は一切ない。

- ・川崎市コンプライアンス推進室、オングズマン、人事委員会、教育長への手紙等とB教頭はあらゆる手段を使って、川崎市役所に訴えたが、全て管轄外である旨が伝えられた。川崎市役所内にも市教委を監視する役目は一切ない。文部科学省においては子どもの相談窓口はあっても、教職員の相談窓口はない。どんな会社や企業でも内部通報制度があり、経営陣から独立した通報窓口を設置することになっている。また、厚生労働省の下には様々な相談窓口(パワハラ、労働条件等)が設置されている。2重3重に保護されているにも関わらず、教職員には自分たちの人権を守ってもらえる窓口や部署はどこにもないのが実態である。
- ・市教委は法律の規定がないことで守られ、結局は誰も手出しのできない領域となっている。2008年に起きた大分県の汚職事件以降も、指摘されている体質をほとんど改善することなく維持し続けている。
- ・通報制度の窓口が教職員人事課となっているが、公表されている教職員課の業務内容には明記されていない。毎年、2回ほど全職員に実施している「服務チェックシート」にはハラスメントの内容が記載されているが、ハラスメントを受けた場合の対応は何も記載されていない。
- ・令和5年3月23日情報開示の際に教職員人事課F課長に、「川崎市教職員通報制度」にあがった案件の開示を求めたが、法令が施行されて一件も出ていないという返答であった。2年前にA教頭がE校長の愚行について訴えていたことも通報として取り上げていないばかりか、通報の窓口が教職員人事課になることも教職員には昨年の12月まで知られていなかった。また、教職員から訴えてきた校長達の愚行等も単なる苦情として、握りつぶしてきている。教職員人事課の部長は元教員でしかもその前はほとんどが校長のため、校長との同僚性、仲間意識等の癒着関係にあり、さらに、自分たちの任命責任、管理責任を問われないようにと、これまで、平然と踏み倒してきたことが、のことからも判明できる。
- ・同日、再度、通報制度に基づき、通報し、4月6日に通報として処理する旨の文書が自宅に郵送された。4月12日に新しく担当となった教職員人事課Fに今後の調査の流れを聞いたところ調査はFを中心に行っていくとの返答であった。教職員人事課の問題を教職員人事課の職員が調査しては公平性が保てない。通報制度の「第7条(利益相反関係の排除)職員等は、自らが関係する職員通報の事案の処理に関与してはならない。」と規定しているのに、おかしいのではないかと尋ねた。通常は一般企業でも経営者等から独立した組織が担当して調査しているが、「教育委員会はそうなっているので」と言う法律を根底から無視する回答であった。本来は教育長が第6条の2(独立性の確保)にあるように必要な手段、方法、措置等をしなければならないが怠っている。「職員通報制度等に関する事務手続要領」第7条(事務所管部課における処理担当者)にも触れている。さらに、要領の第3条処理方針の決定、第4条通報事実の事前調査等は通報者に4月から3か月以上たっているが連絡すらもないため、A教頭から連絡をし、後日、G課長補佐によると「問題が多岐にわたっていること、多くの人がかかわっていること等で時間がかかっている。」と言う回答だった。しかし、C課長、D部長からの聞き取りも行っていない。時間延ばしをして何とか逃れようとする姑息な手段しか対応できないのである。市教委が教育界の恥とならないように一つ一つ丁寧に正々堂々と質問に答えることを要求する。

2. 市教委は、「働き方改革」を標榜しているにもかかわらず市教委教職員人事課長Dは、職員通報制度に基づく通報者であるA教頭に対し、通報を6月以上に亘って「無視・放置」してきた。そして、市教委は、「働き方改革」に反する勤務時間外の18時から以降の面会を指定して面会を求めること。

 - ・現在も一般教職員には勤務時間内に一定の場所で「川崎市教職員通報制度」に基づいて、第3者的な立場で相談できる場はどこにもない。学校がブラック企業と言われる大きな要因の1つである。
 - ・このことを2022年9月23日、陳情として定例会で以下のように要求した。職員通報制度の窓口を教職員人事課ではなく、第3者組織を設置することでその役割業務を移転すること。また、その組織に市教委の全ての取り組み(特に人事権)を監視できる強い権限を与え、直接、教育委員・組合等と連携できるようにすること。

それに対して、市教委は教育委員会の職務権限外のことであって、教育委員会は決定できない事項であると答えている。東京都教育委員会には「公益通報弁護士窓口」が設置されているのに参考にしようともしていない。

・以上のことについて教職員の基本的人権を守ろうとする意識をもって、一つ一つ丁寧なご回答をお願いしたい。

尚、上記の陳情について意見陳述を希望します。

| | | |
|-----------------|-------------------|--------------------------------------|
| 氏名 | 住 所 | 川教 庶務課 受 05.7.21 号 第 1549 号 |
| [REDACTED] | 横浜市青葉区 [REDACTED] | |
| 送付先： [REDACTED] | 連絡先 [REDACTED] | |